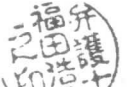




通行妨害禁止仮処分命令申立書

平成 26 年 8 月 7 日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中



債権者代理人弁護士

同

同

同

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり



仮処分により保全すべき権利

土地占有権に基づく妨害排除及び妨害予防請求権

申立の趣旨

- 1 債務者らは、別紙物件目録記載の土地について、債務者らまたは債務者らと意を通じた第三者をして、立ちふさがる、座込む、自動車の駐車、テントの設置その他の方法により、債権者及び債権者から委託を受けた者が上記土地を大型自動車による通行を含めて通路として使用することを妨害してはならない。
- 2 債務者らは、本決定正本の送達の日から 5 日以内に、別紙物件目録記載の土地にあるテント、横断幕及び同テント内にある椅子等の動産一切を撤去せよ。
- 3 債務者らが前項の期間内に前項の各物件を撤去しないときは、債権者は、長崎地方裁判所佐世保支部執行官に債務者らの費用で上記各物件を撤去させることができる。

申立の理由

第 1 被保全権利

1 当事者等

- (1) 債権者は長崎県である。現在、債権者は、佐世保市及び川棚町とともに石木ダム建設を推進している。
- (2) 債務者らは、いずれも以下のとおり債権者が付け替え道路を建設するのに反対し、その建設を妨害している者である。

債務者らは以下のとおりいくつかの属性に分類できる。詳細は、別紙通行妨害者リスト記載のとおりである。



ア 石木ダムの建設予定地の未買収地権者の内、ダム事業計画当初からの地権者である13世帯の世帯主及びその家族や親族。

イ 石木ダムの建設予定地の未買収地権者ではあるが、最近、わずかな面積の土地を取得したり、未買収地につき共有者となったいわゆる「一坪地主」。

ウ その余の各種支援者（地権者ではない）。

なお、債務者らの多くは「石木ダム建設絶対反対同盟」という団体を結成し、少なくとも半分以上の方が加入しているようであるが、詳細は不明である。

2 本件土地及び債権者の占有権

(1) 別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）は国が所有しており国土交通省が所管している（甲1, 2）。

債権者は、石木ダム建設予定地として、平成14年3月8日、本件土地を含む土地を旭碎石株式会社から購入している（甲3）。

ただし、国も購入代金の一部を負担しているため、登記上の所有権者は国名義となっている。

(2) 債権者の占有権

本件土地については、上記のとおり、実質的な所有者は売買の当事者であり買主の債権者である。また、登記により推定される所有者は国となるが、国が所有者であったとしても本件土地は二級河川川棚川水系川棚川の左支川である石木川の河川敷にあたり河川法10条により長崎県知事が管理権限を有する（甲4の1ないし3）。

従って、債権者は所有権及び河川法により付与された権限のいずれによっても本件土地上につき占有権に基づき、本件土地上を自由に通行する権利を有する。

3 債権者による道路建設工事の発注

(1) 債権者は、里村建設株式会社とは平成26年3月25日に、株式会社谷山建設とは同月28日にそれぞれ道路を建設する請負工事の契約を締結した（甲5, 甲6）。その後、同月31日に、両社と工期を変更する変更契約をした（甲7, 甲8）。以下、両工事を併せて「本件工事」という。

(2) 工事の具体的内容は、設計図等のとおりである（甲9, 甲10）。

4 本件工事を着工するためには本件土地を必ず多数回にわたり通行する必要性があること（甲11, 甲12, 甲13）

(1) 本件工事を着工して完成するためには、本件土地を通行して、本件工事予定地にダンプトラック、散水車、パワーショベルカー、ブルドーザー等の大型建設機械を運び込んで作業をする必要がある。工事予定地にこれらの大型建設機械を運び込むには、一般県道嬉野川棚線から本件土地に設置された門扉を通過して本件土地を通り抜けるしかない。現場の俯瞰写真からみてとれるとおり、工事予定区域の周辺は道のない山林しか無く、工事予定地に行くためには、本件土地を通過していくしかない。

本件土地周辺は採石場として使われており、その際に碎石を運搬しやすいように整備して進入口として利用していたのがこのルートであり、地形的にこれ以外の大型車両の進入できるところはない。その他車両が通れる進入口が1つだけあるが、最大でも2t車くらいまでしか通れないのでそこが通行できても本件工事を着工することはできない。

(2) また、本件工事の作業の工程上、これらの大型建設機械は、一旦、中に入ればそれで工事の作業に問題はないということではなく、各種搬出入等のために頻繁に本件土地を通行して出入りしないといけないので、本件土地の通行を妨害されると本件工事を完成することは不可能となる。

(3) 以上のとおり、本件工事を着工し、これを完成するためには、本件通路が常時通行できる状況で有る必要がある。

5 債務者らの妨害による工事の着工・完成が不可能となっていること(甲11, 甲14, 甲15)

(1) 債権者及び債権者から委託を受けた建設業者は、本年7月30日、本件工事につき実際に着工することとした。

本年、7月30日、9時2分に唯一の進入路である本件土地地点に石木ダム事務所所長古川章を含め10名の県職員と里村建設から5名、谷山建設から7名が本通行口に到着した。しかし、債務者らが本件土地に既に集結していた。

現場では、通行口に長崎県が設置した可動式の門扉が設置されているところ、債務者らは、長さ約5メートル幅約1メートルくらいの青地に白文字で「石木ダムの強制収容は許さない!」と記載された横断幕を用意しており、それを債権者所有の開閉式門扉の前のテントに貼り付け、古川所長らが現場に行くとそれを取り外し、自らの手で所持して門扉の前に立ちはだかつて債権者や工事業者を通行させないように妨害しつづけた。

横断幕を持っていない債務者らも、横断幕を持った人たちを取り囲むように集団を作り、「人の壁」を作り、とにかくこの門扉を通っての通行を妨害し続けた。

債務者らは、マイクと拡声器を使い「帰れ帰れ」とシュプレヒコールをあげ続けてるばかりであった。

古川所長が、普通に、「通してください。」とお願いして円滑な工事の着工遂行するための説得を続けたが、債務者らは一斉に怒鳴ったり、罵声を浴びせたり、するなどし続けて一向に説得には応じなかった。古川所長は、約30分間説得を続けたが全く債務者らの態度は変わりませんでした。そこで、古川所長らは、一旦引き上げて同日午後に出直すこととした。

同日、午後1時半ころ、午前中と同じメンバーで現地に行き、同じように説得を試みたが状況は全く変わらず、通行することはできずやむなく30分で引き上げるを得なかった。

翌31日も午前と午後と同じように説得に行きましたが状況はほとんど変わらなかった。さらに、31日午前には債務者らから「所長一人のこれ」との発言がされ、所長の判断で交通整理員を残しいったん引き上げさせました。しかし、所長一人

残っても状況は変わりませんでした。

31日の午後と8月1日の午前中も通れない状況に変わりはなかった。債務者らはむしろ抗議の姿勢をより強固にするためか、ほぼ全員が道路側に背を向けて立って通行を妨害した。これは、「こちらのお話を聞く耳は持たない。」「話し合いに応じるつもりはない。」という黙示的な抗議と理解される。

(2) 各債務者らが、それぞれどの時点で本件土地付近での妨害行為に加わったかについては、本申立書添付「通行妨害者のリスト」記載のとおりである。

各債務者が実際に妨害行為を行ったことの疎明資料は、通行妨害者リスト及びこれに対応する画像となる(甲15)。

(3) 債務者らによる、上記妨害行為により、本件工事用の大型建設機械等が本件土地を通行して工事予定地に入ることができないため本件工事については、本申立時点においても未だ着工開始できないままである。

6 債務者らの将来にわたる妨害のおそれ(甲11, 甲16の1ないし23)

債務者らは、長年にわたって石木ダム工事に絶対反対の立場を一貫して貫いており、その姿勢は頑なである。

債務者らは「道路を何が何でもやりたいなら機動隊を連れてこい。」「死んでも作らせない。」「道路もダムも造らせない。」「ダム工事につながる道路工事は一切許さない。」等の発言を繰り返している。また、平成22年に今回と全く同じ工事を同じ態様で妨害した際も約4か月に渡り妨害行為を継続している。

これらの姿勢からすると、将来、債務者らが説得に応じて妨害をストップする可能性は極めて低く、債務者らによる通行妨害行為はこの先も債権者が着工を断念するまで続くことは確実といえる。

7 被保全権利のまとめ

よって、債権者は、債務者らに対し、土地占有権に基づく妨害排除請求権に基づき、通行妨害の禁止ならびに妨害物の撤去を求めるとともに土地占有権に基づく妨害予防請求権に基づき、将来の債権者の土地占有権に基づく通行の妨害を予防することを求める権利を有している。

第2 保全の必要性(甲11)

1 債権者は、債務者らを被告として、本件占有権に基づく妨害排除及び妨害予防請求の本訴を提起すべく準備中である。

しかし、現在、債権者においては、債務者らの妨害により本件工事が全く着工できないことにより現実に以下のとおりの損害が日々生じている。

2 (1) 今回、道路工事が着工できないことにつき、谷山建設と里村建設には何らの責任もない。従って、工事遅延にかかる両工事業者の増加する費用については、債権者が契約上負担せざるを得ない。

現在、債権者は、工事遅延1日あたり234,360円の損害が発生している(甲17)。

(2) 債権者は、本件工事につき上記のとおり工事業者に発注しているので、本来な

らば債権者の職員は定期的な現地の確認や最終的な竣工検査を行うだけである。

しかし、現状のままの状態が続けば、債権者の多くの職員が債務者らの説得等に多くの時間を割かざるを得なくなり、本来的な県職員としての業務を遂行することが著しく困難となり、債権者の業務推進に支障を来しかねない状況にある。また、ひいては納税者である長崎県民にも本来ならば必要のない負担をかけたり、迷惑をかけることになる。

(3) 本件の県道である付け替え道路が完成すれば、地域住民が代替墓地に行ったり、生活道路、農作業用道路等の目的で利用でき、大いに生活上の利便性が向上する。しかし、債務者らの妨害行為が継続して工事が着工・完成できなければこれらの者が本件道路を利用することができない状況が続く。

- 3 債権者は、現在でも、債務者の妨害行為により、上記のとおり被害が生じており、さらに妨害の継続による将来の被害の可能性も極めて高い。債権者の状況は以上のとおりであり、本案訴訟の確定を待っては、債権者は回復不可能な被害を蒙ることは確実であるから、早急に債務者の妨害行為の排除及び妨害の予防を求める必要があるため、本申立に及んだ。
- 4 本件において、債務者らの本件工事に対する妨害活動は、何らの法的正当性も持たず保護に値しないことは明らかなので、担保金は無しでの発令をされたい。

疎明方法

1	甲 1	全部事項証明書（土地）
2	甲 2	地積図
3	甲 3	土地売買に関する契約書
4	甲 4	長崎県公報 2 部，河川法施行法（抄）
5	甲 5	請負契約書
6	甲 6	請負契約書
7	甲 7	契約変更請書
8	甲 8	契約変更請書
9	甲 9	工事設計図等
10	甲 10	工事設計図等
11	甲 11	報告書
12	甲 12	現地図面
13	甲 13	現地航空写真
14	甲 14	妨害状況報告書
15	甲 15	妨害者一覧表及び画像
16	甲 16 の 1 ないし 23	新聞記事
17	甲 17	損害額の算定資料

添付書類

- 1 疎明方法写し
- 2 委任状

各1通

1通

以上